

(意見書案第4号)

## 北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める意見書

非正規労働者の増大とそれに伴う低賃金層の増加に対して、賃金の最低限を保障するセーフティネットを強化する最低賃金制度の役割は、ますます大きくなっている。

平成19年度の「成長力底上げ戦略推進円卓会議」の合意、平成20年の改正最低賃金法による「生活保護に係る施策との整合性に配慮する」などの経過、昨年の雇用戦略対話における「早期に全国最低800円を目指す」との政公労使合意などにより、最低賃金は、ここ4年間で引き上げが行われ、北海道で691円となり、各県においても生活保護費との乖離解消が進められている。

しかし、北海道においては、非正規労働者比率の高さや、最低賃金に張りつく低賃金体系となっていることなど、生活困窮の度合いが深まっていることが明らかとなっており、生活保護費との乖離（現行26円）の早期解消に加え、安心して生活できる賃金を実現しなければならない。現状では、法定労働時間をフルに働いても、税込みで月額12万円程度、年額でも140万円程度にしかならず、特に北海道のような非正規労働者比率が4割と高く、最低賃金に張りつく賃金体系が多い地域においては、地域経済の維持と所得税収の確保、社会保障制度の維持・充実に向けて、納税を果たせる賃金の確保と、全体の底上げは重要な課題である。

よって、政府関係機関においては、今年度の北海道地域最低賃金の改定に当たり、働く者が経済的に自立可能な水準への改定を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年6月10日

釧路市議会

厚生労働大臣  
厚生労働省北海道労働局長

} 宛